

第41回年金積立金管理運用独立行政法人契約監視委員会議事概要

1. 日時及び場所

2025年6月9日（月）10:40～12:30

年金積立金管理運用独立行政法人会議室

2. 審議等事項

（1）審議事項

①2025年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画（案）

【契約監視委員会設置要綱第4条第1号に基づく審議案件】

②2024年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価（案）

【契約監視委員会設置要綱第4条第2号に基づく審議案件】

③一者応札・応募となった案件の改善策について

【契約監視委員会設置要綱第4条第3号に基づく審議案件】

④2024年度下半期における新たな随意契約

【契約監視委員会設置要綱第4条第4号に基づく審議案件】

（2）報告事項

①契約審査会進捗状況

②運用委託手数料の前年度比較（運用管理部）

③オルタナティブ投資におけるLPSの選定プロセスについて（オルタナティブ投資部）

（3）その他

3. 契約監視委員（敬称略）

（2025年6月9日現在）

白鷗大学特任教授・公認会計士

（＊） 新井佐恵子

企業年金連合会 東京地方協議会 事務局長

（＊） 守屋 潔

前コンプライアンス・オフィサー

年金積立金管理運用独立行政法人監査委員

板場 建

年金積立金管理運用独立行政法人監査委員

尾崎 道明

年金積立金管理運用独立行政法人監査委員

小宮山 榮

（＊）は外部有識者

4. 議事概要

（1）審議事項①～③、（2）報告事項①～③について執行部より説明を行い、質疑を行った。また、（3）その他については、契約監視委員からの発言等はなかった。

主な質疑及び意見は以下のとおり。

【(1) 審議事項①】 2025年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画 (案)

執行部から、「2025年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画 (案)」について説明があり、契約監視委員からの発言等はなかった。

【(1) 審議事項②】 2024年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価 (案)

執行部から、「2024年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価 (案)」について説明があり、審議が行われた。

委員A この評価には私は反対である。調達に関するガバナンスの徹底という項目の中の(1)の下段、運用受託機関等との契約に関するガバナンス、それに関する目標が掲げられているが、これについては所期の計画を達成していないと考えている。

一昨年度、国債の自家(インハウス)運用取引に関して、その取引先を2社に継続的に独占させるという事態が生じた。これに対して関係者の処分はなく、また、その是正も、昨年度11月に至るまで、きちんとした対応がなされていなかった。ある程度取引先を適宜に入れ替えたりはしていたが、結局は投資委員会における報告事項として取り扱われており、投資委員会において選定基準をきちんと定めて、議決するという手続が行われたのは昨年11月になってからである。

しかも、そのような投資委員会の審議・議決に関する規程上の位置づけが、私の解釈であれば非常に明確だが、執行部の解釈によれば、規程上の位置づけがはっきりしなかったもので、昨年12月、経営委員である私の提案によって組織規程が改正された。それにより、自家(インハウス)運用の取引先の選定(個別の取引先の決定を含む)について、適切な基準を投資委員会において審議・議決して、それに従ってやっていかなければならないという体制が昨年12月に至って初めて整った。

処分については、処分しなかったということで、もう取り返しがつかないが、是正に関して言えば、速やかにやっていただければ全く問題はなかったのだが、昨年11月という発覚から1年半ぐらい経って初めて対応がきちんとなされたというのは、どう考えても弁解の余地のない著しい遅延だと考えている。

その間、私は経営委員会で何回も説明したが、結局はこのような結果になったものであり、したがって、一昨年度の評価についても所期の目標を達成していないとこの委員会でも申し上げたが、昨年度の自己評価に関しても、所期の目標を達成していないということになると考えている。

執行部 国債の自家(インハウス)運用の取引先としての証券会社の選択の方法については、委員の御指摘もあり、昨年度中プロジェクトチームの発足から、その報告、それを受けての投資委員会での議決、そうしたことを経て、最終的には委員からの御提案による組織規程

の改正ということで、一定の対策が取られた。スピード感については、もっと早くできなかったのかという御指摘、早急に対処すべきだったという点については、謙虚に受け止めたい。

ただ、昨年6月の契約監視委員会でも、一定の議論はあったわけだが、従来から、いわゆるGPIFの投資活動に関しては、ここで扱われている予算をもって、予定している経費の支出というのとは別の扱いをしていた。そういう意味で、この調達等合理化計画には載っていないということである。ただ、一方で投資活動における取引先の選定においては、明確な基準を、公正に透明な方法で行うべきであるという点は委員御指摘のとおりと考えている。

委員B 1点今の内容に関わる質問で、スピード感について早急に対処すべきだったとお考えの理由を説明してほしい。

もう1点がコメントで、不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組の点で、コンプライアンス研修について、全体的な説明から調達の理解を深めて、100%の出席率も達成し、質、量共に改善したと思われるので、引き続き注力していただければと思う。

執行部 トータルとして速度感については、御指摘は謙虚に受け止めさせていただくしかないが、執行部としては、昨年の5月に自家（インハウス）運用の改善のためのプロジェクトチームを発足させ、それから半年程度の期間を目途として改善するというので、まとまったのが10月、経営委員会の報告は11月、その議論を受けての組織規程の改正が12月になったという、時系列である。

執行部 従来実施してきた研修について、2024年度は根本的な見直しを行い、対象を調達事務に関わる職員から全役職員の参加を必須とする等、対象範囲、研修内容ともに全体的な改善が図られたと考えている。御意見を基に、次年度についても、引き続き見直し、改善を行ってまいりたいと考えている。

委員B 第1点目について、なぜ遅かったかという質問をさせてもらったが、そこは分析されていないという理解でよいか。それとも、半年後という目標設定がそもそも遅かったということなのか。

執行部 自家（インハウス）運用の改善について、プロジェクトチームは当初から半年ぐらいということを目途に処理をさせていただいたので、もう少し早くできたのではなかったのかという御指摘をいただければ、それを受け止めざるを得ないわけだが、中の取組みをしている職員にとってみれば、相応の努力をさせていただいたということだと思う。

なお、プロジェクトチームの報告が10月になったからといって、それまでの間、何もしていなかったというわけではなく、内部の報告の改善や、マニュアルの改正についての取組というのは、既にそのプロジェクトチームは当初から着手しており、半年間、何も出てこなかったというわけではない。

ただ一方で、主観的な取組としてはそうだったとして、やはり取組として遅いのではないかという御意見があるということ、それはあり得ることかと思うので、その点については経験値を高めさせていただくということだと思っている。

委員B 執行側としては、遅かったのではないかということを受け止めつつも、実際には順当に、当初の目途に向けてやってきたと理解した。今後、いろいろな面において、内部統制のプロセスや手続について、もしスピード感を上げるという観点からは、どのような取組が考えられるか。

執行部 まさに、こうした場で御指摘をいただきながら、私ども職員の感度を上げていくということが、いささか精神論ではあるが、重要だと思っている。

今回の自家（インハウス）運用の一件の改善については、再び同種の課題が発生するとは思っていないが、一般論として、こうしたガバナンスということについてはよく感度を上げていく必要があるのではないかと思っている。私どもも、投資委員会において、きちんとした議決をするということで感度を高めさせていただいている。

また、契約全般についても、しっかりガバナンスを効かせていくことが非常に重要であり、この契約監視委員会は半年に一度しかない場だが、ほかにも契約審査会といった法人内のフォーマルな会議体、組織体での活動を通じて、適正な事業運営に努めて参りたい。

【（１）審議事項③】 一者応札・応募となった案件の改善策について

執行部から、2024年度下期に調達を実施した、「一者応札・応募となった案件の改善策」について説明があり、競争性確保のための改善方策が妥当であることについて審議が行われた。

委員B 今回の御説明をお聞きして、特にIT関連についての業務は、これからますます人員確保が難しくなり、契約締結の難易度が上がってくるのではないかと思う。その前提の下で、今までどおりに入札のタイミングを図るということも一つの方法ではあるが、相手方の人繰りの状況や閑散期などももう少し勘案しながら、できる限り前倒しして、スケジュールを調整しながら行っていくことが必要ではないかと思ったが、その点については、どのような対応の可能性があるのか。

執行部 １点目の入札スケジュール等の前倒しについては、今回に限らず、常に意識をして行っており、調達課のみならず、原課の認識というの、同じく前倒しスケジュールを置きながらやっていただいているところ。その中でシステム関連の案件について、今アドバイスいただいたような相手方の人繰りについての詳細な説明は情報管理部から補足させていただく。

執行部 前職はIT企業の営業経験者であり、よくこちらのほうを把握している。御指摘いただいたとおり、人繰りのタイミング等、いろいろな観点で考えて進めている。大きな点で言う

と、開発を実施する人繰りの問題と、実際に提案をするかどうかの人繰りの問題の2点あるかと思っている。御指摘をいただいたリソース不足という観点で申し上げると、純粹に開発側のほうのリソース不足をメインに考えると、大体、契約の更新が年度末に更新となるので、システムインテグレーション案件、今回で言うと文書管理システムなど、そういった案件に関しましては、年度更改の切替えのタイミングでの実施のほうがよりベストであるということは確認が取れている。開札時期、提案書を書く時期も、実施者は名前を記載しなければいけないので、これを逆に早めてしまうと、年度の初めから入るメンバーの名前が記載できないなど応札ができなくなるということは御指摘いただいているので、年度の更改とさせていただいている。

もう1点、営業の人繰りや、実際に提案をするかどうかの判断となると、どうしても案件の勝率やリスクが少ないということ、優先すべき案件なのかどうかは各社の判断になってしまう。ここの部分は、どうしても会社の判断になるところもあるが、仕様書をなるべく競争性を担保していきたいとか、例えば製品に関して、きちんと政府調達としては価格の競争ができることというのが大きな命題かと思っているので、システム部門は価格競争として複数者の再販事業者がいるかといったところもかなり多く広く聞いており、そういった対応をすることによって、できる限り応札者を増やしている、または提案できるリソースを持っているところに広く声をかけるということを実施している。

委員B 都度状況を把握しながら、今の手続の流れで進めていくということで理解した。

【(1) 審議事項④】 2024年度下半期における新たな随意契約

執行部から、「2024年度下半期における新たな随意契約」について、会計規程第32条第1項各号との整合性が図られているとの説明があり、契約監視委員からの発言等はなかった。

【(2) 報告事項①】 契約審査会進捗状況

執行部から、契約審査会における審議案件の契約締結状況等についての報告があり、ディスカッションを行った。

委員C 契約済み案件の66番は、入札額が予定価格を上回ってしまったが、予定価格の設計そのものは特に問題はなかったと思ってよろしいか。

執行部 予定価格の算出、設定等については、特段問題ないものと考えている。

委員C ちなみに、その予定価格を設計する際に見積りを依頼していると思うが、その見積りを依頼した業者は、入札には参加されたのか。なるべく幅広に業者から見積りを取っていただいて、あまりこういうことがないようにしていただければと思う。

執行部 概算所要額を設定する際に、見積書を徴収した社が3社あり、今回入札があったのはそのうちの1社で、3社のうち最も高い金額を示した業者であった。

委員B 交渉中の項番10についての質問だが、今回の案件の特殊性があったことと、人員不足について、主に要因があると理解したが、今後の課題として、そのチームの人員を増やす必要があるのかどうか、外部に頼れるものなのかどうか等、何か対策があれば、教えていただきたい。

執行部 今後の人員のところだが、当部並びに法人として、やはり今後、オルタナティブ投資をやっていくというところでは、人員の拡張、質も含めてやっていかないといけないと考えている。

ただ、一方オルタナティブ投資は現在のマーケットで非常に注目度が高く、人の取り合いになっているところ。良い人材がいれば採用するし、そうでない場合は採用しない。とすると、外部にお願いするということになるが、やはり専門性というところがあるので、良い外部委託先を選定したいと思っている。

【(2) 報告事項②】 運用委託手数料の前年度比較 (運用管理部)

執行部から、運用委託手数料の前年度比較についての報告があり、契約監視委員からの発言等はない。

【(2) 報告事項③】 オルタナティブ投資におけるLPSの選定プロセスについて (オルタナティブ投資部)

執行部から、オルタナティブ投資におけるLPSの選定プロセスについての報告があり、ディスカッションを行った。

委員A まず、このLPSについては、投資一任契約によらない場合で、業務方法書第5条第2項第10が適用されて、自家 (インハウス) 運用の取引先については適切な基準を定めて提携しなければいけない、この縛りがかかるという、その理解でよいか。

執行部 その理解でやっている。

委員A 昨年10月に組織規程の改正があり、自家 (インハウス) 運用の取引先の決定については、個別の取引先の決定に至る基準を定めなければいけない、それを投資委員会で議決しなければならないという縛りになっているはずだが、選定基準に関する投資委員会の議決というのはあったのか。

執行部 LPSの選定基準については、投資委員会で審議をし、別途、理事長までの決裁を取得して

いる。加えて、もう少し詳細なプロシージャについては、当部においてマニュアルをつかって管理をしている。

委員A そのマニュアルは、投資委員会で議決されているのか。

執行部 マニュアルは、法人内の規定に基づき当部内で定めるということになっているので、当部内で決裁を取得している。

委員A 理事長決定というのは、それも基準を定めるものなのか。

執行部 そこにも基準は書かれている。

委員A 理事長決定は投資委員会で議決されているのか。

執行部 理事長決定は投資委員会での議決を経ている。その内容は後日お知らせする。

委員A 実質的な話について尋ねるが、ユニバースをつくるのは、要するに能力のないマネジャーを振り落とすということか。

執行部 そうである。

委員A そうだとすると、その目的は、必ずしも公募をすることと矛盾はしないと思う。公募をしても、マネジャーの能力によって落とせば済む話である。だから、そのために公募しないという結論になることが理解できない。

執行部 その部分はビジネスジャッジであり、応募者がいれば、その応募者に対して対応がなければならない。すなわち、判断をして、よしあしを通知しなければならない、そういう手間が起こると思うが、その手間までやっていると相当数の人数が必要になり、相当数のお金がかかると。そういったことを考慮すると、いいものをユニバースにして選んだほうが効率的であり、超過リターンを得られるという確証性も高いということで、そのように進めている。

委員A それは実証的な証拠に基づく議論ではないと思う。というのは、一般的な企画競争でも、能力のない者がむやみやたらと応募してくるという事態は実際にはないわけで、そういうむやみやたらいろんな者が応募してくるという現実がどこかで生じているのか。

執行部 こちらのほうは数字的にパフォーマンスのデータということで、第1分位、第2分位、第3分位、第4分位というふうに区切った、定量的なデータで示されており、第1分位にあるようなマネジャーをやろうといているところでは証明をされているというふうに考

えている。

委員A GPIFが入手する情報の悉皆性、それが全てを網羅するオーバーロールなものなのかという
ことについて保証があるのか。

執行部 保証はないが、通常、マーケットで行われているプラクティスを取り入れているという
ふうに認識している。

委員A それからショートリスト、ロングリストの作成について、このショートリスト、ロング
リストの作成段階で、投資委員会の審議を経るのか。

執行部 その部分はしていない。

委員A そうすると、最終的に選定した者について、これでよいかということを審議、議決して
いるということか。

執行部 そのとおりである。最後、選定候補先となった1社について、投資委員会で審議してい
ただいているが、その前段階として、ユニバースからロングリスト、ショートリストの作
成に至るまで、そして、そこからこの投資候補先、投資委員会で当該マネジャーの選定の
可否について審議するときに説明を行っている。

委員A 実際の選定プロセスについて、理事長決定というもの、それから業務マニュアルという
もの、それらは投資委員会で審議、議決する形をきちんと取るほうがよいと思う。それ
によって公平性、透明性が本当に担保されているのかどうかを常勤監査委員も参加している
投資委員会で審議議決すると、こういう手続を経ることを求める。以上が私の意見である。

以上

お問い合わせ先

年金積立金管理運用独立行政法人 監査委員会事務室
電話 03-3502-2494